

19世紀宇都宮の商家経営と相続

—古着商人の家史・家法から副題—

寺内由佳*

はじめに

18世紀半ば(享保期)頃から庶民の間でも家訓や家法が作成され、自家の由緒や先代の功労を子孫に伝える家史も編まれた。商家における家法や家史は、創業から守成への経営転換期、経営者の交替(家督相続)期、家政改革期に成立するものが多い¹。家法に関する研究史上では、商業の先進地域とされる大坂・近江・伊勢商人が主な対象となり²、発展程度の低さや史料の少なさから、関東の商家に対する考察は未だ少ない。そのなかで『栃木県史』編纂に携わった入江宏氏は、教育史の視点から近世下野の城下町や在郷商人の家訓・店則に対する論考を行った³。この中で宇都宮の商家についても言及したが、江戸へ進出した佐野屋(菊地)孝兵衛について特に詳しい。

本稿では、近世商家の「暖簾内」に対して、商家同族集団という社会学的概念を用いて分析した中野卓氏による、「家」を「系譜的連続と繁栄を求める制度体」、「それ自体を永続的に、また、できるなら末広がり繁栄させてゆくことを目的とする一種の経営団体」という認識⁴をもとに、19世紀の宇都宮の商家における同族集団としての構造化について考えたい。丸井屋(増淵)伊兵衛、沢屋(野沢)宗右衛門、佐野屋(菊地)治右衛門の三家に対し、各々の家史・家法⁵やそれに準じる史料の成立背景や内容から、その経営と相続を見ることが分析していく。

1. 丸井屋伊兵衛(宮嶋町増淵家)

(1) 家史「永用録」の主な内容

宮嶋町の増淵家には文久元年(1861)成立の家史「永用録」がある。跋文によると、病身の七代が亡き祖父・五代の言葉をもとにまとめ、筆は俵の彦太郎である。当家の由緒と家業相続の経緯を子孫に伝え、さらなる商売出精を喚起した。この内容から当家の概要を知ることができる。

安永年中に増淵家の養子となった五代は、四代まで続いた魚屋に向かず、奉公先での経験をもとに古着屋へ転身し、屋号も「升屋」から「丸井屋」に改めた。その後しばらくは「背負荷商ひ」で、常設の店舗を持たない行商人であった。その後儲け話に乗せられて大損をしたり、外出中に品物を盗まれたりと、苦渋を経て渡世を軌道に乗せたことがわかるよう、下積み時代が詳細に記されている。六代の病死後、七代の家督相続まで再び五代が経営を指揮した。文政八年(1825)の五代の死後、七代は一時難渋に傾くが、何とか苦渋を乗り切り、天保期には江戸や佐野・栃木・古河などの城下外へ積極的に出向いて取引の幅を広げ、手腕を発揮したことがわかる。その結果、天保十三年(1843)に二人扶持と御用聞を仰せ付けられ、嘉永六年(1853)に町年寄格、安政四年(1857)に四人扶持・帯刀御免となった。文久元年(1861)に成立した「永用録」には、このような家格の向上を子孫に伝える目的が含まれたとみられる。

(2) 家史「永用録」成立の目的

「永用録」の記述は、主に「中興之祖」と言わ

* お茶の水女子大学大学院院生

れる五代と、作成者である七代の渡世について詳しい。これは四代までの旧記がないという理由のみに抛らず、この家史で当家の由緒を示し、さらに家業の存続が先祖の出精によること、とくに五代の行跡に敬意を示したためだと思われる。跋文でも屋号の変遷について触れ、屋号と渡世向を改めたのが五代であることを明記するなど、五代が当家発展の基礎を築いた功労者であることを、七代が強調して伝えようとした意図が読み取れる。

さらに注目されるのは、七代相続の経緯が詳述されていることである。五代はまず病弱な嫡子亀蔵に六代を相続させず、二女ゑんに迎えた婿養子久兵衛に六代を継がせた。これがすぐに逝去したので、新たに由兵衛をゑんの入夫に迎えた。その後ゑんが急逝し、由兵衛には妻まちを迎え、そのまま家に置いていた。しかし五代は、六代の子で幼年の伊与吉を後継にしたいと考え、熟談の結果、由兵衛は池上町に「上田屋由兵衛」として別家、伊与吉が七代を相続した。

ここから、五代は相続に対して非常に慎重であることがわかる。そもそも五代は、四代の実子が商売不向きであったために養子入りした者で、五代も病弱な実子でなく養子に六代を相続させた。この二つの事例は家業の安泰を第一に考えたためだと思われるが、七代の相続では血縁を優先したことが明確で、当家に1820年頃には同族集団において血縁を重視する意識が備わったことがうかがえる。このような家督相続のあらましを詳しく記したことは、五代からの血流をもつ七代・八代の相続の正当性をアピールするほか、家督の変換期が家内に動揺をもたらす危険性を示唆しながら、その局面をスムーズに乗り切るための基本として、血縁を重視した相続を今後の規格として子孫へ暗に示したとも考えられる。

2. 沢屋宗右衛門（寺町野沢家）

(1) 三つの記録からみる沢宗

寺町の野沢家には、家史や由緒を子孫に伝える

という性格の書物は伝わっていないが、次の三つの史料がある。

①「家用記」は、四代が御用聞となってから六代が家督相続するまでの1800~1820年代を中心に記す。主に覚書や証書類の写しで構成されているが、他の史料との適合性が高く、当家の御用向や相続の様子を知る上で非常に有益である。

②「家内仕方書目録」は、五代死去直前の文政年間初め成立とみられる。冒頭で度々の御用金に難渋した様子を記した後、「家内之者心意書之覚」12条、「先祖代々祥月覚」、最後に服務律がある。当家の家法ともいえるものだが、家に関する規則という性格は弱く、業務上の注意や規定を中心とした、店則としての性格が強い。全体として生活・営業全般での節約を規定し、経済難に直面した当家の家政改革のため、家内の習慣を改め難渋を乗り切る施策が示されている。

③「澤屋新之丞基業金調并年々勘定帳」は、五代の死後から、新之丞が育成し六代を家督相続するまでの記録・簿記で、主に家内の支出入を記している。

①の内容と②の冒頭部分を照合し、③の内容から六代に関する事跡を加えると、文化期から天保期初頭にかけての当家の様子を知ることができる。

三つの史料には御用聞についても記されているが、沢宗が代替わりの任命の度に御免を願い出たことも詳しく書かれ、度々の藩からの御用金等の要求による難渋を訴えたことが読み取れる。このような経緯から、沢宗の経営を考えた場合、扶持の加増や特権の付与も含め、家格の向上は必ずしも歓迎されるものではなかった。丸伊の場合と異なり、沢宗にとっての家格の向上は、当家の由緒や行跡を子孫に伝える意識を喚起させるものではなく、経済圧迫の一因として認識されている。

また、分家・別家を総括するという立場での本家の優位性や権力を誇示する、という類の編纂意図も感じられず、分家・別家⁶の設立に関する記録や系図もない。三つの史料はいずれも由緒の誇

示や血統の存続のために記されたのではなく、経済的な難局を乗り切るための思案や、費用の整理・勘定のための実用的かつ一時的な記録を目的としたといえる。沢宗の場合、少なくとも19世紀中頃まではこのような意識で記録が成されたとみられる。

(2) 新之丞の六代宗右衛門相続について

「家用記」の記述をもとに五代の子・新之丞が六代を正式に相続するまでの過程を見ると、興味深い記述がある。五代が文政四年(1821)に病死すると家内は対応に悩み、悴の新之丞が幼年のため親類縁者による援助は必須、家督相続まで家業を誰が預かるかなど、問題は山積みだった。ここで、五代が懇意にしていたという笠間の松屋平兵衛という人物が、当家の状況を見て、新之丞が成長して家督を相続するまで自分のところで預かるうと名乗り出た。五代と松屋平兵衛は、五代が野沢家へ養子入りする以前から継続して取引をしていたとみられる。

また、五代の死後、家内の金銭管理を担当していた分家・沢屋忠助が文政九年(1826)に病死し、新之丞が相続するまで菊地治右衛門が管理を引き継いだことも記されている。菊地治右衛門は沢宗と同じ寺町で古着渡世を営む同業者で、諸史料から日常的な取引・交流がうかがえる。その金銭の記録が「澤屋新之丞基業金調并年々勘定帳」で、この冒頭には、文政十年(1827)以降、扶持米代金・売り払った雑具代・過去の貸金の返済金等はすべて菊地治右衛門が預かり元となって管理し、一年に七分の利足を積み、新之丞が成長して相続する際に基業金として渡す、という定めのある写書がある。

帳面の記録を見ると、天保七年(1836)まで菊地治右衛門が預かり利足を加えた合計が266両2分1朱・1貫521文で、これに五月までの七分利足を加え、その他の返済金・利金を合わせた額を、新之丞の「基業金」として天保八年(1837)六月に本人へ確かに受け渡している。この総額は翌正月改

で「菊地治右衛門殿へ積金分」と記され、ここに貸金の返済分や六月から十二月までの利足、扶持米代金等が記される中に、笠間の主人から貰い受けたという金30両も含まれている点が注目される。血縁関係もなく、近隣の居住者でもない者が、成育までの面倒を見ただけでなく相続の際に資金を渡したということは、この時代の商人間の関係を考える上でたいへん興味深いものである。

五代が死去した文政四年(1821)から六代が相続する天保九年(1838)までと、その後の数年間をあわせた二〇年間余は、主人の不在によって当家が大きく動揺し、立て直しが必要な時期だったと思われる。先述の史料はこの時期の経済状況等を具体的に伝えており、家業継続の難しさがうかがえると同時に、新之丞の家督相続が周囲の者に支えられて成し遂げられたことがわかる。この基盤には、血縁関係による同族集団の結束というよりも、むしろ非血縁関係にある、近隣の同業者や遠方の懇意な取引相手との関係が不可欠であったことが感じられる。

3. 佐野屋治右衛門（寺町菊地家）

(1) 本家佐治と分家佐孝について

沢屋新之丞の相続で名前が出た佐野屋治右衛門（佐治）は、旧くから寺町で古着・質屋渡世にあった佐野屋（菊地）本家の十一代目である⁷。当家は宇都宮を代表する豪商の一人で、文化十一年(1814)から安政期までは江戸の分家孝兵衛による活動が中心となり、丸伊・沢宗の両家とは経営の規模や性格が異なるが、佐治は城下の古着商としての関わりも明らかであるため、ここで紹介する。

佐治の経営と家督相続の概要をみるには、「菊池家中興ノ系図」、明治七年作成の系図（表題なし）が有効である。「菊池家中興ノ系図」は佐野屋一統の発展の過程を家譜形式で示した文書で、表題・年代・執筆者は記されていないが、内容から分家二代孝兵衛の作成と思われ、宇都宮の本家と別家の推移を中心に伝えている。明治七年の系図（表題

なし)はこの「菊池家中興系図」を簡略化して本家の相続関係者のみを記し、俗名等を加えている。

佐治は享保年間(1716-1736)に別家を創設以降次々と出店を増やし、文化七年(1810)に本家番頭の橋本文蔵が下総佐原に別家(初の遠隔地出店)、文化十年(1813)には寺町に吉田丹兵衛が別家。享和三年(1803)に婿入りした孝兵衛(知良)は文化八年(1811)に義理の弟に家督権を譲り、自分は文化十一年(1814)、江戸に分家として出店した。この後文政二年(1819)から本家は約二〇年間営業を休止し、一統の活動は江戸が中心となる。この間の本家の詳細は不明だが、これまでの貯蓄によって生活し、城下の救済のために自発的に資金を提供するなど、経済的な余裕が感じられる。天保五年(1834)にはいよいよ資本金も減り、営業を再開した。嘉永四年(1851)には、本家に嗣子がなく、別家鈴木久右衛門家へ養子に出した十一代の二男・帛之助を、本家の血を継ぐ者として呼び戻し十三代治右衛門を相続させた。分家孝兵衛の発展がめざましい中でも、本家は独自に存続していた。

一方孝兵衛は、嘉永四年(1851)には江戸の「諸問屋名前帳」に呉服問屋・白子組木綿問屋として名を連ねた。同時期の一統は関東一円に五〇軒以上の別家・孫別家があり、業務提携によって大きく成長した。しかしペリー来航に始まる江戸の混乱や、安政二年(1855)の大地震などの影響で、二代孝兵衛は経営不振となって江戸からひきあげ、以後は本家にかわる一統の主力として宇都宮での経営に乗り出した。

(2)「家格連印帳」について

佐野屋一統には家法として「家格連印帳」がある。これは文政十一年(1828)二月、本家十一代治右衛門の母の葬儀の際に作成したとみられ、宇都宮の本家にて会合、「本家旧来の例格を増損」して制定され、分家・別家一同が調印した。条目は全50条で、前半部分には本家第一主義を掲げた上での相続や分別家に関する条が多く、店内の相互扶

助を喚起しながら、血縁親族の分家と非血縁親族の別家に対して明確な区別をし、様々な規定を設けている。後半は日常の心構えや祭礼・忌日、衣服や他出に関するものが目立つ。このような体系立った規定は、江戸で様々な大店の経営を目の当たりにした孝兵衛の提案に基づくと思われる、宇都宮城下でつくられた商家の規定としてはかなり精巧かつ洗練されたものである。また、家の制度に対する条目が多く見られることは、この家法が一統の繁栄と家業の安定を維持するためのものであることを示している。

「菊池家中興系図」には、「家格連印帳」作成時の会合の様子が記されている。ここで別家岡部太兵衛・鈴木久右衛門を世話方行司に任命し、「旧店」とされる七人の別家(岡部・鈴木を含む)へ「再興」のための金子が付与された。当時、分家の孝兵衛(江戸日本橋元浜町)、別家の橋本文蔵(下総国佐原)・吉田丹兵衛(宇都宮寺町)はいずれも発展して一統内の新興勢力となっていた。岡部(宇都宮寺町)と鈴木(宇都宮千手町)はこの三者が分家・別家となる以前から続く別家だが⁸、本家から金子を付与された別家連中はいずれも、孝兵衛・文蔵・丹兵衛の三者にくらべて勢力が弱くなっており、窮乏故の付与だとみられる。

「家格連印帳」の14条には、岡部・鈴木について、「盛徳院(九代)様御歿後の女主であったとき、兩人による格段の世話があり当家が連綿した」ことから兩人の功を称え、「子孫末々粗略のないよう大切にすること、また両家は子孫末々、上席とする」こと、「そのほかは別家の年月順で席を定める」と記され、岡部・鈴木の両家を別家の筆頭として明確に位置づけている。さらに36条では、祭礼の席順をその年の勘定増高によって決定するとしているが、これは分家のみにも適用され、別家には適用しない、とある。このような「家格連印帳」の内容と、成立時の金子付与と世話方行司任命という対応の意味を考えると、元は別家の筆頭であった岡部・鈴木両家への配慮が感じられる。つまり、

一統内での地位を決定する拠り所は各々の経済力が第一であったが、分家・別家を多く抱えた一統の融和・協調を図るために、経済力とは別の判断基準として本家に長く仕える別家の由緒を認め、地位を確定させることで、経済成長によって発言力を増す孝兵衛・文蔵・丹兵衛に対する不満を阻止する目的があったと思われる。このような成立時の様子と規定から、「家格連印帳」の成立目的に、一統の同族集団としての組織強化が含まれていたことがうかがえる。

おわりに

以上、丸伊・沢宗・佐治について、家法や家督相続の様子がわかる史料をもとに考察した。ここでまず、本稿で紹介した史料がいずれもほぼ同年代に記されたものであることを改めて整理したい。丸伊の「永用録」は文久元年(1861)成立。沢宗の「家内仕方書目録」は文化末から文政初め(1820年前後)、「家用記」は文化四年(1807)から文政十一年(1828)の記録、「澤屋新之丞基業金調并年々勘定帳」は文政十年(1827)から天保十四年(1843)の記録。佐治の「家格連印帳」は文政十一年(1828)、「菊池家中興ノ系図」は少なくとも1840-1850年代には成立。つまりいずれも19世紀の中頃に記されたもので、各々の経済状況と経営規模を考慮しながら、家督相続や史料の成立状況をみてきた。

天保期以降に連続して家格の向上をみた丸伊は家史を作成し、そのなかで中興の祖を称えた。分家・別家に対する組織立った規律等はみられないが、1820年前後の七代相続時には血縁重視の意識がみられ、相続の在り方を示した。同時期に沢宗は度重なる経済難から家政改革を行い、生活・業務上の節約を中心に心得をまとめ、家督の変遷期には支出入などの実用的な記録を残した。1840～1850年代に至るまで、血縁を基にした同族集団としての意識を喚起する動きはみられず、むしろ血縁を越えた繋がりをもって苦境を乗り越えた点が

注目された。佐治は、五〇条におよぶ家法を成立させ、その一部で相続規定や本家・分家・別家の序列を明確に定め、19世紀前半にはすでに家内一統の秩序の総括を図ったことがわかった。

丸伊・沢宗と佐治を比較すると、経営の混乱・安定に関して、家督相続時、とくに主人の死期における様相の差異が大きい。丸伊・沢宗の場合は主人(または先代)が死去すると何らかの難渋に陥り、経営の立て直しにとりかかったのに対し、佐治にはそのような様子は見られず、スムーズな相続が実現している。これは「家格連印帳」の規定にみられるように、同族集団に対する意識が高いことが影響しているのではないか。代替わりの時期をいかに乗り越えられるかが、各家の経営に大きな影響を与えたことは明確である。

家史や家法を伝える記録の内容や作成の意図、成立背景が三家で大きく異なっており、そこには相続や家内の様子が各々の意識の元で記されていた。同族集団としての商家の在り方を考えた場合、丸伊には自家を血縁関係によって固定していく動きが見られた。沢宗は家の存続よりもむしろ目前の家業、店の営業継続に意識が向いており、そのため業務上の繋がりが第一に深いものであったと考える。佐治は本家を中心に分家別家までを総括した同族集団として、形成ではなく、守成とさらなる強固な組織化に乗り出していた。このように、宇都宮城下で同時期に同業を営んだ三家の間で、血縁に対する意識や家督相続時の様相が多様であったことは、近世の一地方都市における商家同族集団の形成過程をみる一助になると考える。本稿で取り上げきれなかった史料の内容や、各家における新たな史料調査を通して、実態のさらなる解明をしていければと思う。

註

- ¹ 入江 1996 (一、庶民家訓研究の課題) 等を参照。
- ² 代表的なものとして江頭 1965、北島 1962 等を参考とした。
- ³ 入江 1965、1973、1996。同じく栃木県史編纂に携わった秋本典夫氏の著書(同氏 1981)も参考にした。

⁴ 主に中野 1978 を参考とした。

⁵ 家法研究では、主にその内容から「家法」「家訓」「家憲」「店訓」「店則」等と分類して称することがある(安岡 1978 等を参照)が、今回扱う史料は家の制度に関する心得や規則と、店の運営に関する心得や規則という性格を兼ね備えており、明確な分類が困難なため一般的な総称と考えられる「家法」を用いた。分類については、家訓・店則・奉公人規則に対してそれぞれの内容項目を定めた足立氏の著書(同氏 1974)も参考にした。

⁶ 証文等の諸史料から、寺町に分家渡辺(沢屋)忠助、別家沢屋助次郎、鹿沼に別家沢屋藤七があったとわかる。

⁷ 本家十二代および分家二代孝兵衛の頃には、呉服・木綿を中心に両替などの金融業も営んだ。二代孝兵衛が「菊池」と著名し、以後菊池姓を名乗るが、本稿では史料の記述に拠って菊地と記した。史料出典の菊池家は二代佐孝(菊池教中)の子孫である。

⁸ 「菊池家中興系図」の記述によると、鈴木は宝暦期(1751-1764)の設立である。

参考文献

- (1974)『栃木県史 史料編近世Ⅰ』 栃木県
 (1976)『栃木県史 史料編近世Ⅱ』 栃木県
 秋本典夫(1981)『北関東下野における封建権力と民衆』山川出版社
 足立政男(1974)『老舗の家訓と家業経営 上・下』 広池学園事業部
 入江宏(1965)「近世商家における惣領教育——佐野屋孝兵衛家の記録をとおして——」『北海道学芸大学紀要』16巻1号

入江宏(1965)「近世商家における徒弟教育——佐野屋孝兵衛家の記録をとおして——」『北海道学芸大学紀要』16巻2号

入江宏(1973)「城下町・在郷町商人の家訓・店則とその教育観——近世下野を事例に——」『宇都宮大学教育学部紀要』23号

入江宏(1996)『近世庶民家訓の研究 ——「家」の経営と教育 ——』 多賀出版

江頭恒治(1965)『近江商人 中井家の研究』雄山閣
 北島正元編著(1962)『江戸商業と伊勢店一木綿問屋長谷川家の経営を中心として』 吉川弘文館

中野卓(1978)『商家同族団の研究—暖簾をめぐる家と家連合の研究—』 未来社

安岡重明(1978)「商家における家憲の成立(試論)」『社会科学』24 同志社大学人文科学研究部

安岡重明(1998)『近世商家の経営理念・制度・雇用』晃洋書房

参考史料

- 「永用録」(増淵家文書ハ19)
 「家用記」(野沢家文書ロ23)
 「家内仕方書目録」(野沢家文書ロ24)
 「澤屋新之丞基業金調并年々勘定帳」(野沢家文書ロ25)
 「家格連印帳」(『栃木県史 史料編近世Ⅰ』663-666頁所収、出典は橋本家文書(千葉県佐原市))
 「菊池家中興ノ系図」(『栃木県史 史料編近世Ⅰ』666-679頁所収、出典は菊池家文書)
 明治七年作成の系図(表題なし)(菊池家文書5)